

暮らしのお知らせ

戸籍の届け出

手続きは

市民課・各支所の窓口で

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し公証するものです。戸籍を見れば、夫婦、親子、兄弟姉妹などの関係が分か

ります。
子どもが生まれたとき、結婚・離婚するとき、家族が亡くなったときなどは、市民課(市役所1階)

届け出	届出期間	届出人	届出場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父・母	出生地、子の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	医師または助産師の出生証明書、母子健康手帳、印鑑(届出人)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家主・地主・家屋管理人・土地管理人・後見人・保佐人・補助人・任意後見人	死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	医師の死亡診断書または死体検案書、印鑑(届出人)
婚姻届	届け出をしたときから効力があります	夫・妻となる人	夫・妻の本籍地または所在地の市町村役場	戸籍謄本1通ずつ、印鑑(夫、妻各1本、一方は旧姓)
協議離婚届 裁判離婚届	届け出をしたときから効力があります	夫と妻	夫妻の本籍地または所在地の市町村役場	戸籍謄本1通、印鑑(夫、妻各1本)
	調停成立または審判・判決確定の日から10日以内	申立人	夫妻の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	戸籍謄本1通、調停調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書、印鑑(届出人)

または下総・大栄支所市民福祉課で、上表の通り届け出をしてください(遠山・赤坂分室では受け付けできません)。

届け出をするときは、次のことに注意してください。

○出生届：名前に用いることができる文字は、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナ
○死亡届：使用する火葬場を決めてから届け出をする

○婚姻届：届書に証人2人(成人なら誰でも)の署名・押印が必要。未成年者が婚姻するときは父母の同意書が必要

○離婚届：協議離婚のときは届書に証人2人(成人なら誰でも)の署名・押印が必要。離婚後も婚姻中の氏を称するときは、離婚届と同時にあるいは離婚後3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出

本人確認

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子縁組届・認知届を提出するときは、届け出にきた人の本人確認をします。

確認には、運転免許証・パスポートなどの証明書の提示をお願い

します。これらの証明書がない場合には受理後、届け出があった旨の通知を本人あてにします。

休日の届け出

時間外受付(市役所地下1階)で届書を預かり、翌開庁日に審査した後、受理します。受理日は時間外受付で預かった日となります。内容に不備があった場合は、再度来ていただく場合があります。

※戸籍に関する届け出には、このほかに転籍届・入籍届・認知届・帰化届などがあります。くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所市民福祉課(☎96・1113)、大栄支所市民福祉課(☎73・8066)へ。

冬の省エネルギー対策

室温は20℃以下を目安に

冬はエネルギーの消費が増大します。普段以上に省エネに心がけましょう。

・暖房は室温20℃以下を目安に温度調節をする

・電気・ガス・石油機器の購入は省エネタイプを検討する

・長時間使わない電気製品プラグはこまめに抜く
・冷蔵庫内は季節に合わせて温度調整を行い詰め込み過ぎない
・料理の下ごしらえに電子レンジを活用する

・お風呂は冷めないうちに続けて入るようにし、できるだけ追っだきをしない

市役所では、12月1日～3月31日の期間、職員のウォームビズ(室温20℃を目安とした空調の稼動と、過度に暖房に頼らない執務)を実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。
※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。



市長日誌

【11月16日～30日】

16日	国土交通省との意見交換会 空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会 下総高等学校自動車部全国大会優勝報告会
17日	老人クラブ連合会軽スポーツ大会 成田空港成長戦略会議
18日	生涯大学院学園祭 環境審議会 成田用水事業推進協議会総会
19日	産業まつり(～20日)
20日	遠山地区駅伝大会 大栄ライオンズクラブチャーターナイト40周年記念例会 成田青年会議所創立40周年記念式典
23日	大栄ふるさとふれあいまつり 寺台公民館落成祝典
24日	総合計画審議会
25日	臨時市議会 市内事業所永年勤続優良従業員表彰式
30日	議会運営委員会 定例記者会見



開会式でのテープカット(19日)

申請は済みましたか

子ども手当

子ども手当は、中学校終了前までの子どもを養育している人に支給されます。申請が済んでいない人は、早めに申請してください。
※くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。

まちづくり茶論

「東日本大震災を教訓にして」をテーマに

「成田市まちづくり茶論」が11月15日、市役所中会議室で開催されました。

今回は、消防団、PTA連絡協議会、民生委員児童委員協議会、私立幼稚園協会、民間保育園協会、区長会の皆さんが参加し、「東日本大震災を教訓にして」をテーマに、大規模災害への備えや直面している問題などについて、市長を交えて意見交換を行いました。

意見交換の中では、「各地区の消防団が自らの判断で適切な対応をしていた」「父兄が学校に迎えるに行くことで子どもたちの不安が解消された」「動けなくなってしまうた独居高齢者が多く、隣近所とのつながりが重要」「園児は普段の訓練通りに対応できた」「帰宅困難者となってしまう、連絡を取ることも難しかった」など、大震災発生時の様子や各団体の初動対応などについての発言がありました。

さらに今後に向けて、「災害のレベルに合わせたシミュレーションが必要」「いざという時に助け合えるように、日ごろから向こう三軒両隣や地域の事業所などの連携を築いておく」「電話回線に頼らない無線通信手段を確保しておく」など、数多くの意見が出されました。

詳細は、後日、市民協働課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kyodo/index.html>)、行政資料室(市役所1階)で会議録を公開します。
※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



和やかな雰囲気で

市内19カ所で回収しています

使用済み天ぷら油



市役所などで回収しています

市では、家庭から出る使用済み天ぷら油を資源として有効利用するため回収を行っています。

回収できるのは、サラダ油、菜種油、ごま油などの植物油です。未使用で賞味期限の切れた油は容器のまま持つてきてください。

排出方法「ペットボトルなどのふたが閉まる容器の中身をゆすいで水気を切り、冷えた使用済み天ぷら油を入れ、回収場所へ回収場所」クリーン推進課(市役所2階)、下総・大栄支所農産土木課、各公民館、美郷台地区会館、三里塚コミュニティセンター、リサイクルプラザ

受付日時

○クリーン推進課、下総・大栄支

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

- ①固定資産税(第3期)
- ②国民健康保険税(第6期)
- ③後期高齢者医療保険料(第6期)
- ④介護保険料(第6期)

納期…12月16日(金)～28日(水)

※くわしくは①資産税課(☎20-1514)、②③保険年金課(☎20-1526)、④介護保険課(☎20-1545)へ。



※事業系の油、ラードなど動物性の油、機械油などは回収しません。くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)またはリサイクルプラザ(☎36-1000)へ。

所農産土木課：月々金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時
○各公民館、美郷台地区会館、三里塚コミュニティセンター、リサイクルプラザ：月曜日・祝日を除く毎日午前9時～午後5時

住宅用火災警報器

全ての家庭に設置を



いち早く火災に対処するために

火災の発生に早く気づき、速やかに避難できるようにするため、平成20年6月から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器の効果

住宅用火災警報器の音は居住者に聞こえるだけではなく、近所の人や警報器の音に気付いて通報し、火が小さいうちに消火されたケースも報告されています。

すでに設置している人は

住宅用火災警報器が万一の時に正しく作動するよう、日ごろから点検や手入れをしましょう。

悪質な訪問販売に注意

不適正な価格で強引な販売を行う業者に注意してください。「怪

しいな」「おかしいな」と思ったら、消費生活センター(☎23・1161)へ相談しましょう。

※くわしくは消防本部予防課(☎20・1591)へ。

農薬の安全使用

飛散防止や十分な周知を

住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には、農薬の飛散による住民への健康被害が生じないよう、できるだけ農薬を使わないことを心掛けましょう。使用せざるを得ない場合は、次の通り安全使用に配慮しましょう。

農薬の使用回数と量を減らす

○病害虫や雑草を早期に見つける
○「毎年散布しているから」といった理由での定期的散布はやめる

○栽培前に、病害虫に強い作物や樹木・品種を検討する

○連作を避け、適切な土作りや施肥をする

○農薬以外での防除を優先させる
飛散防止に配慮する

○飛散しない農薬を選ぶ

○風が弱いときなど、天候や時間帯を選んで散布する。近くに学

校・通学路がある場合、子どもに影響が出ないよう注意する
ラベルに記載された内容に従って農薬を使用する

散布区域に人が入らないよう対策を立てる

事前に十分な周知を行う

○散布する場合は、周辺住民への連絡や看板による告知などで事前に十分に周知する。散布する場所の近くに学校・通学路がある場合は、学校や保護者などにも連絡する

使用履歴を記録して保管する

むやみな現地混用は行わない

○情報がない状況での現地混用、特に有機リン系同士の混用はしない

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

中小企業資金融資制度

円滑な経営のために

対象Ⅱ市内で一年以上同一事業を営む中小企業の経営者

資金の種類と限度額

○設備資金…3、000万円

○運転資金…1、500万円

○零細企業向け資金(運転・設備)

…750万円
○季節資金…300万円
利率(年率)

○運転・設備・零細企業向け資金
・1年以内…2・4%(実質自己負担率0・2%)

・1年を超え3年以内…2・8%(実質自己負担率0・5%)
・3年を超え5年以内…2・9%

(実質自己負担率0・6%)
・5年を超え10年以内(設備資金のみ)…3・3%(実質自己負担率0・8%)

○季節資金
・6カ月以内…2・3%(実質自己負担率0・1%)

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
保育園・幼稚園など(31カ所)	10/26~11/4	0.06~0.13	0.06~0.14	0.06~0.22
	11/9~24	0.06~0.12	0.06~0.12	0.06~0.14
保育園・幼稚園の砂場・ブランコなど	10/26~11/4	—	0.05~0.17	0.06~0.36
	11/9~24	—	0.06~0.17	0.05~0.29
子どもの遊び場(44カ所)	11/30~12/2	0.09~0.21	0.08~0.22	0.07~0.22
公園(138カ所)	11/15~24	0.07~0.15	0.07~0.17	0.06~0.19
	11/21	0.13	0.14	0.13
	11/28	0.12	0.13	0.14
成田市役所(花崎町)	12/5	0.12	0.13	0.14
	11/21	0.14	0.14	0.15
	11/28	0.13	0.14	0.15
下総支所(猿山)	12/5	0.13	0.14	0.14
	11/21	0.11	0.11	0.11
	11/28	0.11	0.11	0.11
大栄支所(松子)	12/5	0.11	0.11	0.10
	11/21	0.11	0.12	0.12
	11/28	0.11	0.12	0.12
大清水 大気測定局(遠山中 敷地内)	12/5	0.10	0.11	0.12
	11/21	0.13	0.14	0.15
	11/28	0.12	0.13	0.14
幡谷 大気測定局(久住体育館 隣り)	12/5	0.12	0.13	0.13

※小中学校は、校内110地点・通学路261地点に拡大し測定しています。測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)や広報なりたに掲載する予定です。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。